

産学官イノベーション創出拠点審査専門委員会について

1. 委員長及び委員は外部の有識者から構成する。
また、委員長は、必要に応じて構成員以外の外部の専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。
2. 産学官イノベーション創出拠点推進委員会の「基本方針」に基づき、審査し、選定する。
3. 書類審査とヒアリング審査により厳正な審査を行う。